

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表を受けて

1. 座談会「『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い』の公表を受けて」

7



奥左から藤澤秀樹氏、小賀坂敦氏、高畑修一氏
手前左から並川敦宏氏、三輪登信氏、江村弘志氏

明治安田生命保険(相) 総合法人業
務部団体年金コンサルティング室長
三菱重工業(株) 経営・財務企画部
企画グループ 主席部員
三井住友信託銀行(株) 年金信託部
グループ長

えむら ひろし
江村 弘志
たかはた しゅういち
高畑 修一
なみかわ あつひろ
並川 敦宏

有限責任 あずさ監査法人
パートナー
ASBJ 専門研究員
(司会) ASBJ 副委員長

みわ たかのぶ
三輪 登信
ふじさわ ひでき
藤澤 秀樹
こがさか あつし
小賀坂 敦

2. 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の解説

25

ASBJ 専門研究員 藤澤 秀樹

3. リスク分担型企業年金の IFRS 上の会計処理

33

ASBJ 常勤委員
IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長

かわにし やすのぶ
川西 安喜

座談会 『『リスク分担型企業年金の会計 処理等に関する実務上の取扱い』 の公表を受けて』

1 はじめに

司 会 皆様、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。昨年12月に企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」が公表されていますが、本日の座談会では、専門委員会で議論にご参加いただいた専門委員の方々と、本実務対応報告について懇談したいと思います。

本日は、財務諸表作成者の立場から三菱重工業（株）の高畑様、年金数理人の立場から明治安田生命保険（相）の江村様と三井住友信託銀行（株）の並川様、監査人の立場から有限責任あずさ監査法人の三輪様にご参加いただいております。また、ASBJからは、本件を担当している藤澤専門研究員が参加しております。

本実務対応報告の公表の経緯ですが、平成27年6月30日に閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2015』において、「企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金制度について、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができるようなハイブリッド型の企業年金制度の導入を検討」とされたことを受けて、厚生労働省が新たな

制度を構築しました。その後、厚生労働省が、当該制度の会計上の取扱いの明確化を基準諮問会議に要望し、基準諮問会議からの提言に基づき、ASBJにおいて、当該取扱いの検討を開始することになりました。

（なお、参加者のご発言は、所属する組織）
の意見ではなく、個人の意見である。）

2 リスク分担型企業年金に関する 会計上の退職給付制度の分類

司 会 それでは、懇談に移ります。

まず、会計上の退職給付制度の分類に関する取扱いについて議論したいと思います。藤澤専門研究員から、会計上の退職給付制度の分類に関する取扱いの審議状況について、ご説明いただけますでしょうか。

藤 澤 会計上の退職給付制度の分類の判定にあたっては、まず、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）に基づき、「事業主である企業が一定の掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うか否か」という点と、「一定の掛金を外部に積み立てているか否か」という点で、リスク分担型企業年金の特徴との関係を整理しました。

1点目の「事業主である企業が一定の掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うか否か」という点については、リスク分担型企業年金では、毎事業年度における財政状況に応じて、自動的に給付額が増減し、財政の均衡が図られることによって、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されていますので、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていないと整理しました。

また、2点目の「一定の掛金を外部に積み立てているか」という点については、リスク対応掛金相当額の拠出方法は複数認められていますが、いずれの方法においても各期の掛金の金額が制度の導入時にあらかじめ定められますので、一定の掛金を外部に積み立てていると整理しました。

以上を踏まえ、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準上の確定拠出制度に分類し、それ以外は確定給付制度に分類することとしました。

また、例えば、制度の導入後に新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合、先ほどご説明した要件を満たさなくなる可能性がありますので、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合は、分類の再判定を行うこととしました。

司会 この論点に関して、公開草案に寄せられた主なコメントについて、簡単にご紹介いただけますでしょうか。

藤澤 公開草案に寄せられた主なコメントとして、リスク分担型企業年金が確定給付企業年金法施行規則に基づき実施される点に着目して、従来の確定給付企業年金と同様に退職給付会計基準上の確定給付制度に分類すべきではな

いかとの意見が聞かれました。また、分類の判定基準及び再判定基準の明確化を求める意見も聞かれました。

司会 ASBJの親委員会や専門委員会では、多くの議論がなされましたが、皆様の総論的なご意見をまずお聞きしたいと思います。

江村さんからお願いいたします。

江村 このリスク分担型企業年金は、会計上、確定拠出制度に分類されることを目指して設けられた制度と認識していましたが、議論の当初は、制度の詳細な部分の取扱いが不明確なところが多く、結構戸惑うことが多かった記憶があります。

例えば、リスク対応掛金の拠出方法の中に弾力拠出という方法がありますが、これは従前の確定給付企業年金における特別掛金の弾力償却と同じように、一定の範囲内で事業主が毎年の拠出額を事後的に自由に決められるという取扱いと当初は思い込んでおりましたので、「一定の掛金」と整理することはできないと思っていました。しかし、専門委員会の議論の中で、参考人である厚生労働省の方から、あらかじめ全期間の拠出額を先に決めておくという説明があ



明治安田生命保険(相) 総合法人業務部
団体年金コンサルティング室長 江村 弘志氏

り、これには驚きました。そういうことであれば、「一定の掛金」と整理してもいいということになるわけですが、議論の最初からもう少し詳細がわかっていれば円滑に議論できたのではないかと感じるものがいくつかありました。

また、リスク分担型企業年金について、企業が追加的な拠出義務を負うかどうかという点について、給付を支払うのに年金資産が不足する可能性が残ることから、私は追加的な拠出義務を負わないと完全には言えないと考えていましたし、今もそう思っています。この問題は、稀な事象であるから検討する必要はないと整理できるものではなく、わずかでも可能性が残っているのであれば、基本的には追加的な拠出義務を負うと整理すべきだと考えています。この件については、議論の中で紆余曲折がありましたけれども、最終的に総額ベースで追加拠出をしないことが規約に明記されているもののみ追加的な拠出義務を負っていないと整理することになりましたので、妥当なところに落ち着いたのかなと思っています。

司会 ありがとうございます。それでは、高畑さん、よろしくお願ひします。

高畑 専門委員会の延長戦のような感じで、作成者の立場から個人の意見を述べさせてもらいます。

この実務対応報告はかなりマイナーなテーマに関するものですから、座談会のニーズがあるのか、どれだけの読者の方の興味を惹き、参考になるのか、いろいろ疑問に思うところがありますけれども、せっかくの機会なのでいろいろと述べさせてもらいます。今回の座談会のメンバーは私を除くと数理計算の専門家ばかりで、アウェイ感がものすごくあるのですが、専門委員会でも同じ状況をずっと経験してきているので、頑張っていきたいと思います。

今回の実務対応報告は厚生労働省における制度の検討と同時といいますか、そちらを追い

けながらの検討であり、リスク分担型企業年金の仕組みの理解から入らなければならなかったのも、非常に時間がかかりましたが、これほど時間がかかるとは予想していませんでした。特に最初のほうの議論では、制度設計への注文意見や、そもそも制度が気に食わないのであろう趣旨の意見が出され、事務局としても議論を進めるのに非常に苦労したのではないのでしょうか。会計基準レベルの議論が制度設計レベルの検討に注文をつけることは適切ではないと思っていますので、議論の進め方に疑問を感じた点も多々ありました。

それから、現時点ではリスク分担型企業年金を使う企業があるのか、広まっていくのかが全く見えない状況にあることも、この会計基準等の特色であると思います。

リスク分担型企業年金の会計処理については、企業に追加の拠出義務がないことから、明らかに確定拠出制度と同じであると考えます。

分類の再判定については、かなり時間をかけて議論しました。公開草案に対して、いろいろと明確化が必要だというコメントが出されたわけですが、通常の場合は、企業においてリスク分担型企業年金の導入の際に行われる労使合意は、頻繁に内容が改訂されるものではなく、分類の再判定が行われる機会は稀であると考えています。そもそもリスク分担型企業年金の導入にあたって、後に頻繁に内容や労使合意の見直しが行われるようなことが前提とされたり、想定されたりすることは、ガバナンスの面からも不適切です。ですから、会計基準等が分類の再判定を大きく取り扱うことは実態にそぐわないし、規約の改訂が頻繁に行われるもの、行えるものといった誤った印象を与えることにもなってしまいかねないと考えます。労使合意を経て、企業内の年金制度を変更することは、そもそも非常にハードルが高いものであるのに、本実務対応報告の検討ではそれが軽んじられてい

るような印象があったので、その点は専門委員会でも申し述べさせていただきます。

それから今回の検討では、そもそも実務対応報告とは何のため、誰のためのものなのかと、改めて感じました。誰のためかといえば、当然、関係者全員のためですけれども、何のためかといえば、実務がスムーズに進むように会計基準や適用指針をベースとしたガイダンスのようなものと考えます。作成者の立場から言えば、まずは普通の話、再判定とかいろいろな特異事象、ほとんどの作成者にとって関係ないことを取り除いた、シンプルなものの方がまず欲しいというのが私の考えです。退職給付会計基準の検討においては、どうしても専門的な論点が多いですし、専門委員の構成も数理計算の専門家の方が大勢いらっしゃる状況ですから、やはり他の基準よりも詳細な点が多くなるのは仕方ないとは思いますが、今回の実務対応報告もでき上がりとしては読んで難しいものになってしまったという印象です。

実務対応報告関連では、先日、マイナス金利の下での退職給付会計に用いる割引率についての実務対応報告（案）が公表されました。検討スケジュールの関係で、退職給付専門委員会はほとんど何も関与していませんが、こちらはゼロ止めとマイナスそのままのどちらを使ってもよいとなっていますが、それぞれの考え方が何も記載されていない。どちらを使ってもよいといわれても、やはり会計基準にある程度しっかりした理由を書いてもらわないと、作成者としてはどちらかを選択する判断の拠りがなくて困ってしまう。こういった実務対応報告もあるんだな、いったい実務対応報告って何なのだろうと思う次第であります。

司 会 ありがとうございます。それでは、並川さん、よろしくお願ひいたします。

並 川 2015年12月に、退職給付専門委員会の専門委員になりました並川です。専門委員

になって最初の課題がリスク分担型企業年金の会計上の取扱いという難題であり、当初かなり戸惑いながら議論に参加した覚えがあります。約1年の議論を振り返りながら、私見を述べさせていただきます。

退職給付制度の分類については、退職給付会計基準にIFRSと整合的な内容で既に定義されているものと認識しております。本来であれば、個々の企業ごとの退職給付制度に対して、個別の事情等の事実関係を十分認識した上で、退職給付会計基準に基づいて分類を行うのが本来あるべき姿です。

しかし、日本の退職給付制度を眺めてみると、従来からある純粋なDCとかDB、あるいは退職一時金も含め、退職給付制度の分類について悩む場面はほとんどなかったものと思っております。そのような中で、厚生労働省が法令改正により、リスク分担型企業年金というDBとDCの両方の性質を持った新たな制度を創設することとなったが、どうやら会計上の分類が明白とは言えない制度のようだというので、実務上の混乱を回避する観点から、実務対応報告にまとめることになったものと認識しております。そのような認識のもとでつくり上げられた実務対応報告であり、適用範囲がリスク分担型企業年金の会計処理に限定された指針となっていますので、安易に他の退職給付制度に流用してはいけないところは注意しなければならないと思っております。

とはいえ、リスク分担型企業年金という、DBとDCの両方の性質を持った制度に対して、労使間での約束や制度の運営の仕方によって、会計上、確定拠出制度と分類される場合もあれば、確定給付制度と分類される場合もあるという点を本実務対応報告で明らかにしたのは大きな意義があると思っております。今後、同じようにハイブリッドといいますか、DBとDCの両方の性質を持った制度が新たに登場した場合

に、本実務対応報告をそのまま用いることはできないとしても、会計処理を考える上で十分参考になるものと思っております。

つけ加えますと、従来からあるDBについては、退職給付会計上の分類について悩むことはないという話をしましたが、実績運動型のキャッシュ・バランス・プランといった制度が既に導入されていて、現状は確定給付制度に分類されているものと思われます。この制度は、運用実績に給付額が連動する設計となっておりますが、資産運用を含む制度運営を工夫することで実質的に企業に追加の掛金が発生しないようにすることも可能であろうと思われ、制度運営の仕方や掛金設定の仕方によっては、分類の判定について検討する余地があるかもしれません。

リスク分担型企業年金に限らず、分類の検討が必要なケースは今後も出てくることがあろうかと思いますが、今回、長い時間をかけて議論をしたことは、次の検討にも生かしていけるのではないかと考えています。

司会 ありがとうございます。それでは三輪さん、お願いいたします。

三輪 先ほどもお話がありましたが、制度が完全には固まらない中で会計基準の議論を開始したということもあり、制度を理解する段階で多くの時間を使ったという印象があります。その中で新しく提案されたリスク分担型企業年金は、制度設計の方法によって、確定拠出制度の特徴だけでなく、確定給付制度の特徴を有することもあり得るということがわかってきました。

一方で、既に定着している退職給付会計の既存の枠組みは変えないというのが大前提になっていましたので、確定拠出制度か確定給付制度かという会計上の分類は、リスク分担型企業年金の会計処理を考える上で重要な論点であったと思っています。最終的に、追加拠出の有無に応じてあるべき会計処理を選択することになりましたので、実態を反映できるという点ではよ

かったと思います。

分類の判定及び再判定については、個々の事実即ち実態判断を行うこととなっており、これが先ほども申し上げたように会計処理を決めるにあたってのキーとなりますが、判断基準が明確化されなかった点は一長一短があると思います。監査の観点で考えますと、分類をどのように判定するかという点は結構重い課題と思っております。企業ごとにいろいろなケースや事実関係がありますので、検討すべき要素やその網羅性等について、判断が難しい場合がこれから実務で出てくると考えています。そのため、現場での実務の積み重ねが、この会計処理を円滑に行っていく上で重要になるという印象を持っています。

司会 ありがとうございます。

本件は、通常の基準開発と異なり、制度の完成と同時に会計基準もつくる形で、円滑に基準開発ができるか不安がありました。厚生労働省のご協力もあって、最終的には、議論に参加された皆様でよく理解された上で決められたのではないかと考えています。

議論で難しかったのは、やはり分類の判定ないし再判定で、特に分類の再判定は制度が開始する前の事例がない中で、いろいろ想像しながら議論しなければならなかったことは難しかったと思います。最後は個々の企業における事実関係に即した判断の問題と整理しましたので、今後の実務の推移を見守っていきたいと思っております。

高畑 採用を決めた企業はあるのでしょうか。

司会 検討されている企業はあるとお伺いしておりますが、採用を決めた企業はまだ聞いていません。

審議の過程においては、特例掛金の拠出に関する事項が規約に定められる場合や、他の退職給付制度からの補填が行われる場合の取扱いが

議論されました。先ほど少し江村さんからコメントがありましたけれども、まず藤澤専門研究員より簡単にご説明いただけますでしょうか。

藤澤 まず、特例掛金の拠出に関する事項が規約に定められる場合の取扱いをご説明します。実際に発生することは稀と想定されますが、積立金の額が零となることを見込まれる場合に、給付に充てるために必要な掛金を拠出するケースがあり、このような特例掛金の拠出に関する事項が規約に定められる場合、将来拠出する他の掛金を減額することで、掛金の現価相当額の総額が変わらないように拠出する旨をあらかじめ規約に定める場合を除いては、企業は追加的な拠出義務を実質的に負っていると考える旨を結論の背景に記載しました。

次に、他の退職給付制度からの補填が行われる場合の取扱いについては、リスク分担型企業年金における給付額の減額調整に対応して、企業がリスク分担型企業年金以外の退職給付制度における給付額を増額する義務を負う場合、当該給付額を増額する義務を考慮して、追加的な拠出義務の有無を判断する必要があることを結論の背景に記載しました。

司会 先ほど江村さんから少しコメントもありましたけれども、これらの論点については、年金数理の実務面に関連する点もありますので、まず年金数理人の立場から、江村様と並川様にコメントをいただきたいと思います。

江村さん、よろしくお願ひします。

江村 先ほども触れましたけれども、そもそもリスク分担型企業年金はあくまでも確定給付企業年金法の枠組みで実施する制度です。これまでの確定給付企業年金であれば、掛金、運用収益及び年金資産で給付額を長期的に賄うことができるように、必要に応じて掛金を定期的に見直していくという制度ですが、今回のリスク分担型企業年金はそれを掛金で調整するのではなく、給付額で調整する制度です。あくまで

財政上のバランスは長期的な視点で考えていますので、短期的にはバランスしない事態が起きて、年金資産が不足するような事態も発生する可能性があります。例えば、リストラ等を実施し、大量に退職者が発生した場合に起き得るということかと思います。そのような場合にも給付を支給できるように、この特例掛金を拠出できる仕組みが設けられているわけで、従来の確定給付企業年金でも、あらかじめこの特例掛金を拠出できる旨が規定されている規約も多数見受けられる状況かと思います。

今回のリスク分担型企業年金においては、この特例掛金が追加拠出する義務そのものだと思いますし、リスク分担型企業年金を確定拠出制度に分類するのであれば、この点は何としても乗り越えなければならない最大の課題と認識しておりました。私は納得していなかったのですが、公開草案の段階では、発生が稀なため考慮しなくていい問題と整理されていたかと思います。結局、特例掛金を拠出する場合の取扱いに関するコメントがいくつか寄せられたことにより、その取扱いを明確にする必要が生じ、最終的には総額ベースで追加拠出にならないような特例掛金の拠出であれば追加的な拠出義務には該当しないと整理されました。妥当な結論だったと思います。また、その規約例を厚生労働省にお示しいただいたので、イメージが持てよかったですと思っています。

ただ、実際に特例掛金を拠出する事態になった場合には、まだ実務が十分には理解できていないところがあって、悩むかもしれないと思っています。一方で、そもそも特例掛金を拠出する事態になるような企業年金がリスク分担型企業年金を導入すべきではないと思っていますので、気にする必要もないという思いもあります。

それから、リスク分担型企業年金を退職金制度の内枠として実施するような場合の取扱いについて、最終的にはその他の給付の補填も追加

拠出と整理することになっていますが、これは今でも私は反対です。他の退職給付制度の取扱いが、制度の分類の判定に影響を与えるというのは本来の対応ではなく、そもそも退職給付会計の考え方の前提を大きく変えるような話と認識しています。ただ、私以外の方は皆さん賛成だったようですし、別に意地を張るようなところでもありませんので、それでもいいかなと思った次第です。この件は、会計上の分類の判定に限る話と自分の中で整理して、何となく納得させているのですが、今でも若干もやもやしている状況です。

司 会 並川さん、お願いいたします。

並 川 年金数理人の立場ということでのコメントになるかどうか若干不安がありますが、私見を述べさせていただきます。

資産が枯渇したときの特例掛金の取扱いと他の退職給付制度から補填が行われる場合の取扱いの2点につきましては、実務対応報告において、具体的な判断基準を示した例外的な事項と認識する必要があると思っています。先ほど藤澤さんもおっしゃっていましたように、公開草案に対する意見の中では、判断基準の明確化を



三井住友信託銀行(株) 年金信託部 グループ長
並川 敦宏氏

求める意見が多かったところで、これらの2つの点に関して判断基準を記載したことの意味は大きいと思っており、実務を行う上での混乱回避に繋がったものと認識しております。

総論としては今述べたとおりですが、それぞれの取扱いについてももう少しコメントします。

まず、資産が枯渇した場合の特例掛金の取扱いについては、江村さんからのコメントと重なる部分もありますが、あまり起こり得ないということが大前提ではあるものの、いざ起きた場合にはそのための掛金は追加拠出になるのではないかといった認識のもとで整理されてきました。専門委員会において、私から何度か指摘しましたが、そもそもこの特例掛金の拠出について、規約にあらかじめ定めることは義務ではありません。必ず定めなければならないといったことは、厚生労働省からの指導でもなされていないところです。ただ、一方で厚生労働省が公表しておりますDBの規約例には、この特例掛金の拠出に関する記載の例が示されていますので、規約にあらかじめ定めているケースのほうが多いものと認識しております。

そのような状況認識のもとでの実務対応報告の検討において、特例掛金の拠出についてあらかじめ規約に定める場合には、将来拠出する他の掛金と調整して掛金総額が変わらないように拠出することを規約に定めるのであれば、追加的な拠出義務にはあたらないということで一定の整理がなされました。さらに昨年12月14日に、改正後の確定給付企業年金法施行規則の公布にあわせて、事務連絡という形で厚生労働省から公表された規約例には、リスク分担型企業年金の特例掛金に関する記載の例が示されていますので、実務上の混乱は回避されることになったものと思っております。

なお、稀なケースではありますが、実際に資産が枯渇する見込みとなって特例掛金を拠出する場合には、あらかじめ定めた規約のみでは対

処できませんので、具体的にどのような金額を拠出するかという点に関して、新たな労使合意が必ず形成されると思っております。新たな労使合意のもとで規約の改訂が行われるときに、それ以降の会計処理をどのように行うのかという点は、実際に拠出が発生した場合の検討ポイントの1つになると思っております。

もう1点の他の退職給付制度から補填が行われる場合の取扱いについては、別の退職給付制度の話であり、退職給付会計基準の考え方では、別の制度である以上、会計処理は制度ごとに行うというのが基本的な考え方とっております。そのような中で、リスク分担型企業年金の分類の判定に限っては、他の退職給付制度からの補填の有無を考慮するという定めになっておりますが、退職給付会計基準の原理や原則の部分にかなり踏み込んだ内容と認識される方は少なくないと思っております。これはリスク分担型企業年金の会計処理に限定して今回行った整理の1つであり、専門委員会の中でも賛成意見と反対意見の双方が聞かれましたが、今回整理された内容自体には最終的には反対しませんでした。ただ、あくまでもリスク分担型企業年金に限った取扱いであるという点は、強く認識する必要があると思っているところでございます。

司 会 ありがとうございます。

江村さん、並川さんのコメントにつきまして、監査人及び作成者の立場から、三輪さん、高畑さんからコメントをいただきたいと思っております。三輪さん、よろしくお願ひします。

三 輪 特例掛金と他の退職給付制度からの補填に関する取扱いは、追加的な拠出義務とは何かを厳密に検討した結果と理解しておりますので、確定拠出制度の会計処理を認める上では非常に重要な規定であり、これによって首尾一貫した会計処理ができると私は考えております。他の退職給付制度からの補填に関しては、



有限責任 あずさ監査法人 パートナー

三輪 登信氏

先程もコメントがありましたとおり、本来、退職給付会計は制度ごとに考えるべきですので、違和感がある方もいらっしゃると思います。ただ、リスク分担型企業年金については、他の退職給付制度との間で完全補填することも可能ですので、制度ごとに考えるという原則を分類の判定上認めてしまうと、すり抜けのようなことも可能になってしまうという懸念があります。こうした実態を表さないような取扱いは認めないという点で、全体として確定給付制度であるという実態が反映できる規定と思っておりますので、私は評価できると思っております。

なお、先程も述べましたとおり、退職給付会計における原則に照らすと、例外的な取扱いと思っておりますので、これはリスク分担型企業年金の特徴を考慮した上で限定的に規定された取扱いであると私は考えています。特例掛金と他の退職給付制度からの補填の取扱いについては、明確な取扱いが示されていますので、実務を行う上でも非常に有用と考えております。

司 会 ありがとうございます。高畑さん、よろしくお願ひします。

高 畑 退職給付会計基準については、専門

家の方が多いため、公開草案に対していろいろなコメントが出るのはいつものことですが、明確化を求めるコメントの全てに対応することは無理ですし、やるべきではない。今回、2つの論点について、取扱いが明確化されたのですが、一般の作成者の立場からはあまり気が付かない、考えついたりしない論点であり、これは退職給付会計基準の特色かなと思います。

2点を記載したことで、私個人としては読みづらい、わかりづらくなったというのが正直なところですが、きちんとした議論を経たうえでこうなったことは受け入れます。ただ、やはり、こういった稀なケースを会計基準に記載することは、一般の作成者にとっては邪魔になり、混乱を招くことにもなりかねないと考えます。この2点の他にもいろいろな論点について議論しましたが、その結果、記載を追加しなかったことは適切であると思います。

退職給付会計基準というのは、専門家の方から『ざる』、つまり明確になっていない点が多くあると言われても仕方がないのだろうと思います。IFRSのIAS第19号についても、同じような意見が多く出されていますが、今回の議論を通じてあらためて、いろいろな仕組みが考えられる退職給付の会計基準というものは、『ざる』的な作りになるのは仕方ない。今回、実務対応報告で細かい点をいろいろ検討しましたが、やはり原則をしっかりと理解することが、会計基準を使って財務諸表をつくる作成者にとっては重要なことであると思いました。

司 会 ありがとうございます。藤澤さん、いかがでしょうか。

藤 澤 会計基準において、どの程度実務に則したガイドラインを細かく定めるかという点は常に難しい問題で、特に退職給付に関しては、相当程度、自由に制度設計ができるため、会計処理の明確化が求められますが、すべての

ものを明らかにすることもできないし、すべきでもなく、なるべく原則を示して、判断を求めるとというのが有り様と思っています。その中で、今回の2つについては、特に明らかにしなければ運用が難しいということで対処しました。

特例掛金については、議論の当初は、従来の確定給付企業年金の規約例を見て議論していましたが、最終的に厚生労働省から、リスク分担型企業年金に関する規約例が示されたことによって、そういった誤解も解消されたのではないかと思います。

もう1つの他の退職給付制度からの補填の議論も、基本的には退職給付制度ごとに会計処理を行う中、事務局でも相当議論しましたが、結果として、他の退職給付制度からの補填が行われる場合に、確定拠出制度の会計処理にならないということは、大方合意されていたと思いますので、最終的にこのような形にしました。

江 村 稀にしか起きないことを実務対応報告に記載することによって、わかりにくいというコメントは理解しますが、この特例掛金と他の退職給付制度からの補填の論点は分類の判定の核心にかかわる部分のため、これらの論点は十分に議論せざるを得なかったと思います。ただ、正直なところ、実務対応報告の文章は若干冗長な印象があります。その他の部分に関しても、稀にしか起きない論点は常につきまといませんが、高畑さんがおっしゃるとおり、原理や原則が明確であれば実務対応報告に記載しなくてもよいと思っています。

3 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計処理

司 会 確定拠出制度に分類される場合の会計処理に移ります。藤澤さん、ご説明いただけ

ますでしょうか。

藤澤 リスク対応掛金相当額の拠出方法については、一定の幅の範囲内で掛金を拠出する方法が認められており、この方法は実務上、弾力拠出と呼ばれていますが、費用配分の観点で論点となりました。検討の結果、各期における労働サービスの提供との対応関係は必ずしも明らかではない点や、労働サービスの価値は信頼性を持って測定することが不可能なため、一般的に支払額を報酬費用としている点を踏まえて、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額を、各期において費用処理することとしました。

また、リスク分担型企業年金では、制度の導入時にリスク対応掛金相当額の総額が算定され、基金の解散や契約の終了がない限りは企業が拠出の義務を負っているため、制度の導入時にリスク対応掛金相当額の総額を負債として計上すべきか否かという点が論点となりました。検討の結果、リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に算定される財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、標準掛金相当額に追加して拠出するもので、制度の導入時に総額を費用計上する必要はなく、仮に債務性に着目して総額を負債として計上し、見合いの資産を計上したとしても、当該負債及び資産により得られる情報は必ずしも有用ではないため、負債として計上しないこととしました。

司会 それでは、これらの点について、皆様からコメントをいただきたいと思います。

まず、江村さん、お願いいたします。

江村 リスク対応掛金相当額の費用処理についてですが、リスク対応掛金相当額はリスク分担型企業年金を実施するために、導入当初に拠出しなければならないものですので、いわば入会金のようなものと私は直感的に思いまして、それを分割して納付するイメージを持っています。

入会金の会計処理を十分に理解していないので、何が妥当かという点が正直なところわからないですが、仮に一定の期間内で分割して費用処理するというのであれば、リスク対応掛金相当額は5年から20年の範囲内で、あらかじめ毎期の金額を定めて拠出することですので、そのまま費用処理することで問題ないのかなと思っています。

司会 高畑さん、いかがでしょうか。

高畑 リスク対応掛金の総額を負債として計上しない理由については、公開草案から記載が大きく見直された点です。公開草案では「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はない」と記載されていたのですが、「必要はない」という表現では、計上してもよいのか、しなくてもよいのか、どちらなのかがよくわかりませんでした。これでは実務が混乱するので、まずは「やってはいけない」ことを明確化してほしいと意見しました。もともと負債として計上してはいけないという趣旨だったわけですが、そうすると会計基準等としての最低限のクオリティを維持するために、その理由を書かなければならない。そこは会計基準設定主体の方に頑張ってもらったんですけども、直感的には、負債として認識する必要はない、認識しても意味がないと思うのですが、その理由を文字にすることはとても難しいと感じました。

専門委員会ではいろいろと記載内容について注文をつけさせてもらいましたけれども、最終的にこの実務対応報告の記載は、うまくまとまったのではないかと思います。

司会 三輪さん、どうぞ。

三輪 冒頭申し上げました既存の枠組みを変えないという前提からすると、確定拠出制度に分類されるのであれば、確定拠出制度の会計処理を適用する必要があると思っています、その点では毎期拠出する掛金を費用処理するという

会計処理は、首尾一貫して合理的な取扱いになっていると思います。ただ、専門委員会の議論の中でも、先ほど藤澤さんから説明があったように、労働との対価性や、每期一定額という点をどのように考えるのかといった点が議論になっていましたが、そのような点から考え始めると、そもそも確定拠出制度の会計処理という枠の中に入れるべきかどうかといった点も、論点としてはあるという気もしつつ議論していました。とはいえ、既存の枠組みを変えない前提からすれば、提案されているものは首尾一貫していますので、よいのではないかと考えています。

一方、リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上するかどうかという点は、非常に難しい判断だったと思います。先ほどのコメントでもありましたが、入会金のようなものとするやり方もあると思いますし、将来の変動への対応という側面もありますし、あるいは特別掛金相当額との間でやり繰りできるにもかかわらず、特別掛金相当額と会計処理が異なるとすれば、損益へも影響があるかもしれません。いろいろと考えなければならぬ要素がありましたので、簡単には決められませんでした。最終的には、即時の費用としての性質を有しているとはまでは断言しにくく、その点では負債を一時計上したとしても、見合いの資産が計上されるだけになってしまうので、負債を一時計上しないという今回の提案内容にも一定の合理性があると考えております。

司 会 藤澤さん、いかがでしょうか。

藤 澤 まず、費用処理については、いわゆる弾力拠出と説明されたものについて、議論の当初は、一定の幅で企業が毎期の拠出額を決められると理解していましたので、利益操作が可能ではないかという観点で、議論が始まったかと思えます。その点については、先ほど江村さんからのコメントにありましたように、あらかじめ導入時に毎期の拠出額を決めなければなら



ASBJ 専門研究員 藤澤 秀樹氏

ないということが判明し、その議論はなくなりました。三輪さんもコメントされたように、労働サービスの役務提供との対応関係がどうあるべきかという点が非常に難しく、支払ったもので労働サービスを測定するというのが一般的な考えでよいかをあらためて問われたわけですが、最終的には、企業がそのような特別な掛金の拠出方法を採用することはあまりないと皆さんが考えられ、このような会計処理に落ち着いたと思います。

高 畑 「弾力」というと、何か好き勝手にできるように誤解してしまいますので、表現がよくなかったのでしょうか。

司 会 あと、このリスク対応掛金総額を負債計上については、今までの日本基準であまり議論されてきていない類のもので、大変難しい議論でした。

高 畑 先ほども述べましたが、負債として計上しない理由が重要ですね。親委員会で負債計上を主張していた方は、相手勘定は何と言っていましたでしょうか。

司 会 相手勘定にかかわらず、義務に着目して負債を計上すべきというご意見の方もいらっしゃいました。

高 畑 そこはもう少し、財務諸表作成の実務に目を向けてもらいたいです。作成者としては、相手勘定にかかわらず、負債を計上すべきと言われてもちょっと困ります。

4

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行に関する取扱い

司 会 次は制度間の移行の議論に移ります。藤澤専門研究員より、実務対応報告の内容をご説明いただけますでしょうか。

藤 澤 企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（以下「制度移行適用指針」という。）の公表当時は、法令上、確定給付企業年金法に基づくが、会計上は確定拠出制度に分類される制度が想定されていなかったため、今回のように、確定給付企業年金法に基づくが、会計上は確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行の取扱いが論点となりました。

検討の結果、リスク分担型企業年金の移行にあたっては、退職給付債務がその減少分相当額の支払等により減少しますので、制度移行適用指針における「退職給付制度の終了」に該当するという取扱いにしました。

なお、リスク分担型企業年金への移行にあたっては、その時点で既に生じた積立不足に対応するため、特別掛金相当額を拠出するケースがありますが、この特別掛金相当額については、移行前の退職給付制度に関する事業主からの支払又は現金拠出額の確定額に該当するため、特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するという取扱いにしています。

司 会 この点に関して、まず江村さん、いかがでしょうか。

江 村 会計の議論から少しずれるのですが、そもそも制度の有り様として積立不足を抱えたままでこの制度に移行できることはあり得

ないと思っていました。というのも、積立不足が解消していない段階で退職給付制度が終了する場合、給付額が減額調整されることになるわけで、その意味では加入者の受給権を大きく侵害するような制度になると思うからです。当然、移行にあたっては事前に労使合意があるので問題がないという整理なのだろうと思いますが、これまで受給権に慎重な判断をされてきた厚生労働省がこのような取扱いを認めるとは、私の中では想像できませんでした。

会計上については、移行時に退職給付制度の終了として取り扱うことは至極当然の話だと思いますし、全く異論がないところですが、特別掛金については、どのように取り扱うのかという点が非常に微妙な問題だと思っていました。積立不足を抱えたままで制度が運営されるというのは問題と思っており、感覚的には積立不足は導入時に解消すべきもので、移行時に一括で費用処理されるのが妥当と思っていましたので、全額を未払金等として計上する取扱いは、私としては納得できる結論でした。

司 会 並川さん、コメントをいただけますか。

並 川 リスク対応掛金相当額と特別掛金相当額との間で異なる会計処理を設けた点が、今回の実務対応報告のポイントの1つと思っております。リスク対応掛金相当額については、毎期の拠出額をもって費用処理する一方で、特別掛金相当額については、リスク分担型企業年金への移行時に総額を一括で費用認識した上で、未払金等として負債に計上する取扱いとしています。専門委員会の中でも何度か話しましたが、リスク分担型企業年金の掛金の設定については法令上、ある程度の自由度があります。標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額について、それぞれのルールの中で一定の自由度がある設計になっていますが、特別掛金相当額を多めに設定して、一方でリスク

対応掛金相当額を小さくすることもできれば、逆に特別掛金相当額を小さく設定してリスク対応掛金相当額を大きく設定することも可能になっているというのが、1つ注意しなければならないポイントとっております。

従業員にとっては、将来給付の原資となる掛金という点では、特別掛金相当額として拠出されるか、リスク対応掛金相当額として拠出されるかによって、それほど変わらないという点では重要度は大きくないのかもしれませんが、企業側にとりましては、どちらで拠出するのかによって会計処理が違うという点で、決して重要度は小さくないとっております。掛金の設定については、労使合意に基づき決定していくこととなりますが、従業員側と企業側で、重要度に差異があるという点を認識した上で合意を形成していくことが必要とされているところでございます。

司 会 高畑さん、いかがでしょうか。

高 畑 この会計処理は理路整然としており、異論を挟む余地はないと考えます。確定給付制度からリスク分担型企業年金への移行というのは、会計基準上は「退職給付制度の終了」として取り扱われる点に異論はありません。

ただ、企業においては、特に受給者の視点からは、現存する企業年金制度が一旦終わって、新しい制度に移るわけではなくて、継続して何も変わらないわけです。その観点から、移行時に発生する特別掛金相当額を一時に費用処理するのではなくて、例えば過去勤務費用の会計処理に準じたスミージングの会計処理を用意してもよいのではないかと、議論の途中で少し思いましたが、そういった会計処理は時代にそぐわないと考え直しました。

あとは、リスク分担型企業年金に移行後、従前の確定給付企業年金に戻す場合も想定して会計処理を明確にしておくべきとのコメントもありました。その可能性が全く無いとは言い切れ

ないですが、やはりそういったことを想定しながら移行を検討することはないだろうし、やってはいけないと思っております。

司 会 ありがとうございます。三輪さん、いかがでしょうか。

三 輪 確定拠出制度に分類される制度であれば、確定拠出年金への移行と同様に取り扱うというのは首尾一貫していると思いますし、その点で、退職給付制度の終了の会計処理が適用されることは合理的だと思います。また、特別掛金相当額の取扱いですが、リスク分担型企業年金に関しては、制度の導入時点で特別掛金相当額の総額が固定される点が、私としては一番重要と思っています。過去に発生した積立不足に対応する特別掛金相当額について、その後、金額が見直されることなく、支払わなければならないとなってしまいますと、これは確かに債務性がある、かつ過年度に係るものとして一時に費用処理するというのは、既存の会計処理とも整合的だと考えています。

一方で、リスク分担型企業年金から他の退職給付制度に移行するケースについては、明確化すべきというコメントが多数寄せられておりましたので、一定程度知っておきたいというニーズはあると思いましたが、実際に退職給付専門委員会で議論を始めると、いろいろな意見が出てきて、考慮すべき要素がいくつもあると思えました。時間的なこともあり、それは今後、必要に応じて検討することになった点については致し方ないところもあると思うのですが、実務の立場としては、事例が出てきたときに判断のよりどころになるものがないと困ることになりますので、是非早期に検討を開始していただきたいと思っております。

司 会 ありがとうございます。

並 川 他の移行パターンについて、少しだけコメントしてもよろしいでしょうか。

今回、実務対応報告として公表したもののの中

では、他の移行パターンについては触れられていないところですが、退職給付関係のコンサルティングを行っている者などの話を聞いても、一部の企業からは、他の移行パターンの取扱いを示してほしかったという声は比較的好く聞こえてきております。移行に伴う差異について、遅延認識ができるかどうかという点や、あるいは一時で処理するとした場合に特別損益に該当するかどうかといった観点を示してほしかったという声は少なくないように認識しております。そのようなニーズを認識しつつも、結論の背景にも記載されていますが、退職給付会計基準の会計処理全般の検討に波及する可能性を考えた上で、今回、明らかにしないことにしたという意義は意外と大きいと思っております。決して結論を急がずに、時間をかけて議論し、どこかのタイミングでは示さなければならない話かと思っておりますので、十分に時間をかけた検討ができるようにしていきたいと思っております。

高畑 遅延認識はやはり認められませんよね。特別損益に該当するかは、臨時・異常なのか、大もとの原則のところでは判断すべきであり、会計基準等で指定することではないと思います。

並川 原則でわかるのではないかということですね。

高畑 企業が判断することだと思います。企業も監査人も、会計基準等に記載がないと不安になってしまいがちですから、継続性が求められることは会計基準等で会計方針であると明記して欲しいという意見もよく聞かれます。しかし、会計処理の継続性というものは大原則であり、会計基準等に会計方針と明記しなければ継続性が守られないとか、そのように考えたらいけないと考えます。

司会 特別掛金相当額の総額を未払金等に計上するという会計処理については、おおむね違和感はなかったものと思います。ただ、特別



〔司会〕ASBJ副委員長 小賀坂 敦氏

掛金相当額とリスク対応掛金相当額が、キャッシュフローだけを見るとかなり似ているということで、制度設計上は両者の調整も可能だという点で、並川さんがコメントされたように、両者の会計処理を分けてもよいのかという意見も聞かれたかと思っております。ただ、最終的には特別掛金相当額とリスク対応掛金相当額がなぜ設けられるのかという点に着目して、両者の会計処理を分けたということで、決着したと思っております。

他の退職給付制度への移行のパターンについては、定めるほうが望ましいということは間違いないわけです。ただ、常に我々としてはどこまでパターンを網羅しておくべきかという点は、個々のケースに応じて判断せざるを得ず、今回については、基本となる部分をまず定めなければならないということで、その他の移行パターンについては定めなかったということかと思っております。

高畑 網羅性という話が出ましたけれども、これは会計基準等の間でばらばらで、方針的なものはあまり感じられないですが、退職給付会計基準等はけっこう細かい論点まで突っ込んでいるほうだと思いますよ。

5

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の注記事項

司会 次は、開示について藤澤さんより説明をお願いします。

藤澤 まず、退職給付会計基準を改正し、財務諸表利用者が確定拠出制度に分類される制度の内容を理解できるようにするために、確定拠出制度について「企業が採用する確定拠出制度の概要」と「その他の事項」を注記事項として追記しました。

この退職給付会計基準の改正を受けて、実務対応報告においては、「企業が採用するリスク分担型企業年金の概要」の部分について、リスク分担型企業年金が確定拠出年金とは異なる特徴を有する点を踏まえ、一定の内容を例示することとしました。なお、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、将来的に内容が周知された場合は、企業が簡略な記載に見直すことも考えられる旨を結論の背景に記載しております。

また、リスク分担型企業年金固有の注記事項として、リスク対応掛金相当額の特徴を踏まえ、将来キャッシュフローの金額及び将来の各期の損益への影響を財務諸表利用者が理解することができる情報を提供するために、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数の注記を求めることとしました。

司会 それでは、皆様よりコメントをいただきたいと思います。

まず、江村さんから、お願いいたします。

江村 会計上、確定拠出制度に分類されるとしても、従来の確定拠出年金とリスク分担型企業年金では明らかに制度面で異なる点があるわけで、開示を充実させるといのは、私は大賛成でした。特に、翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額の部分については、従来の確定拠出年金は、掛金が一定とい

うのが前提にあるのに対し、今回のリスク分担型企業年金は、掛金が必ずしも一定ではない制度ですので、その部分に関しては、追加的な開示が不可欠と考えております。その意味では、今回の結論は賛成できるものと考えています。

司会 ありがとうございます。

高畑さん、お願いします。

高畑 実務対応報告では2つの注記が加わりました。まず「リスク分担型企業年金の概要説明」についてですが、これを記載するか否かは企業の判断に委ねるべきであって、会計基準等において記載を強制すべきではないという意見です。IFRSにおいても会計基準等の概要説明などを注記に記載することがノイズであるとか、ボイラープレートの的であると批判されている中で、この注記はボイラープレートの記載になることが明白なわけであり、そういった制度の説明を会計基準等が強制することは、国際的な潮流から逸れたものではないか、インターネット等で検索が簡単にできる時代ですから必要ないのではないかと思います。いや、それでも注記に必要だと思う企業は当然書くでしょう。

ボイラープレートのという言葉については、何をもってそういうのか、私自身も明確に理解せずに使ってしまっていますけれども、単にボイラープレートのと言えば批判することになるような感じで使っている人もいるのではないかと思います。ちょっと話がそれてしまったので元に戻しますが、リスク分担型企業年金の概要説明を記載する必要性の判断は、企業においてリスク対応掛金相当額の金額の重要性なども加味して判断するわけですが、このように会計基準等が記載を強制してしまうと、その判断にノイズが入り込んでしまうと考えます。

それから、藤澤さんの説明にあったとおり、公開草案では「将来的に内容が周知された場合は簡略な記載に本実務対応報告の取扱いを見直

すことも考えられる」とされていました。そもそも結論の背景ではなくて、前段に書いてほしいというのがあるのですが、この記載だと、杓子定規の対応をする人は、実務対応報告の改正をしない限り、延々とこれを書き続けなければならないと受け取ってしまうと考えられるので、ここは企業の判断で対応できるようにすべきだと意見し、それが取り入れられて「企業が簡略な記載に見直すことも考えられる」となったのは、不幸中の幸いだったと感じています。

次に「翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数」の開示についてですが、作成者としては、この注記の必要性がなかなか理解しづらい。なぜリスク対応掛金相当額だけが注記対象なのか。制度が導入されていないので、その金額のボリュームとか重要性が把握しづらいというのもありましたが、まず、開示については利用者のニーズがあるわけで、作成者としては、その必要性が理解できるように基準等を書いてほしい。作成者は、注記を増やすこと全てを否定するわけではありません。ただ、実務対応報告レベルで細かい注記が増えていくことは、最近のASBJの流行りのように見えますが、個人的にはあまり感心していません。

話を元に戻しまして、公開草案では「一定の将来の損益に関する情報も得られるものと考えられる」と記載されていましたが、これでは全く意味がわかりませんでした。ですから、利用者の方からよく話を聞いて書き直してくれとお願いしたわけです。最終的に「将来キャッシュフローの変化を予測することもできると考えられる」となったわけですが、正直なところまだ不満です。立場が違うので、利用者側の考えを理解できる範囲が狭いということもあると思いますが。会計基準等で注記を求める理由を明確に書いてほしいというのは、それが財務諸表作成

の際に重要性など様々な判断を行うときの拠り所になるからです。

IFRSでも重要性の議論が行われていますが、重要でないものを注記に記載することは、読み手にとってノイズだと言っておられます。作成者としては、重要性の判断を行えるような内容が会計基準等書かれていないのにノイズだと言われるのは、誠に心外であります。ASBJにおける会計基準等の検討においては、必要性をきちんと説明せずに注記を増やすことは慎んでもらいたいと思っています。この点は、小賀坂さんによろしくお願ひしたいと思います。

司会 ありがとうございます。並川さん、お願ひします。

並川 翌期以降に拠出することになるリスク対応掛金相当額について、その総額を注記することとなっていますが、この注記にあたっては、将来拠出する掛金であっても割り引かずに単純に合計した金額であるという点と、給与総額に比例して掛金が定められるような場合には、将来の給与の推移などに一定の前提を置いた上で見積った額を注記するという点がポイントとっております。この点は、移行時に特別掛金の総額を未払金等に計上する場合も同様です。このような取扱いについて実務対応報告には明記されていませんが、明記しなくても十分に実務を行えるということだと理解しております。

司会 ありがとうございます。三輪さん、いかがでしょうか。

三輪 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、当然、確定拠出制度としての開示が求められると思いますが、リスク分担型企業年金は確定拠出年金とは異なるところがありますので、その違いを反映した形で開示規定になっており、合理的な開示内容になっていると思います。また、制度の特徴の記載については、時間の経過とともに制度内容は

周知されると思いますので、あまり長々と記載するのもどうかというのは、確かにご意見のとおりと思っています。公開草案では、実務対応報告の改訂によって簡略な記載に見直すことも考えられるといった形でしたが、今回、企業の判断で記載を見直せる点が明らかになったというのは、機動的に周知の状況を取り込めるという点ではよかったと私は評価しております。

1点、個人的な意見ですが、分類の判定及び再判定が会計処理にあたって非常に重要と思っていますので、稀かもしれませんが、分類の再判定を行う場合は、結果として分類が変わるかどうにかかわらず、いずれの場合も何か注記を求めたほうが、財務諸表利用者にとってはよかったかもしれないと思っています。

6

リスク分担型企業年金の IFRS における取扱い

司 会 続いて、リスク分担型企業年金の IFRS における取扱いについて、私からご説明します。

本実務対応報告の公開草案に対して、リスク分担型企業年金の IFRS における取扱いの明確化を求めるコメントが寄せられたことを踏まえ、ASBJ の IFRS 適用課題対応専門委員会において検討が行われました。IFRS 適用課題対応専門委員会では、本件に関する要望書を IFRS 解釈指針委員会に提出することの是非について検討が行われ、IFRS 上の会計処理に関する事務局による論点の整理を踏まえ、本件に関する要望書を IFRS 解釈指針委員会に提出しない結果となりました。なお、平成 28 年 12 月に開催された第 350 回企業会計基準委員会において、IFRS 上の会計処理に関する事務局による論点の整理も含め、IFRS 適用課題対応専門委員会における検討状況が報告されています。

この論点については、まず、作成者及び監査

人の方からコメントをいただきたいと思います。高畑さん、お願いします。

高 畑 IFRS 適用課題対応専門委員会で検討されたので、私は関与していない傍観者ですから、あまり意見を言うのはよくないと思いますし、意見を言えるような知見もありません。結論はこれでよかったと思っています。

ちょっと話がそれますが、IFRS 対応の検討については、細かいところにこだわり過ぎる人が多いといつも感じています。特に IAS 第 19 号は、典型的な原則主義の基準ですから、明確に記載されていない点が多いわけで、以前の退職給付信託の取扱いの際にあったように、基準に記載していないことを勝手に解釈される方が結構いらっちゃって、もうちょっと実務側の混乱を考えてほしいなと思っています。

司 会 三輪さん、いかがでしょうか。

三 輪 まず、IFRS 上の取扱いに対する質問とかニーズは一定程度存在すると思います。IFRS を導入した、あるいはこれから導入しようという会社も多くなってきた状況では、IFRS 上の取扱いについての明確化はやはり歓迎されるだろうと思います。そういうニーズに積極的に対応して、こうした参考となる論点の整理が公表されたということは、非常に評価できるものと考えております。もちろん論点の整理なので、これをどのように実務上解釈していくかという点が次の段階として残っているわけではありますが、我々も制度を理解するだけでも相当時間を使ったことからしますと、このような論点整理があると、かなり効率性が図られると思います。そうした点でも実務としては非常に助かると思います。

なお、IFRS でも分類に関しては、実質的に日本基準と大きな差異はないとは思いますが、論点整理の中で、事実関係に即した判断が求められておりまして、例えば、経営者が従業員に対して行っている説明等を考慮するなど記載

されています。このあたりは、監査手続の中でどの程度対応できるか、あるいは網羅的に検討できるかといった点について実務的に少し悩ましい問題になる可能性があると思います。日本基準でも同様ですが、IFRS 上もリスク分担型企業年金の会計処理を考えていく上で、監査上、やはり分類の判定は非常に重要な部分になると考えています。

高 畑 確かに今回は珍しくタイムリーな対応でした。IFRS の解釈について ASBJ ができる範囲が狭いというか、なかなか難しいことであるなかで、ここまでやれたというのは本当に評価できると思います。

司 会 ありがとうございます。江村さん、いかがでしょうか。

江 村 公開草案の内容のままでは、分類に関して IFRS とは異なる判断になってしまうのではと懸念していましたが、実務対応報告が妥当な結論となり、そして IFRS 上の論点をこのような形で整理いただいたということで、実務面で大変助かりますし、評価できる対応だと思います。

司 会 並川さん、いかがでしょうか。

並 川 全く同じですが、特に特別掛金相当額とリスク対応掛金相当額について、日本基準の整理と IFRS の整理との間での取扱いが異なってしまうと大きな混乱が生じますので、その部分を整合的に整理できた点が高く評価できていると思います。

7 最後に

司 会 最後に、皆様より一言ずつコメントをいただけますでしょうか。

三 輪 本年1月からこの制度が導入されたので、企業が具体的に導入するのはもう少し先になるかなと思いますが、先ほど申し上げ

たように高度な判断が必要なところが出てくる可能性がありますので、監査人としてはこれらに適切に対応できるよう、準備しておかなければならないと思っています。

江 村 この制度が本年1月から開始しているわけですが、制度を採用するかどうかの判断材料として、このように情報がすべて整った中で検討していただけるということで、よかったですと思います。実務対応報告の中では確かに細かい部分で決まっていなかったところはありますが、採用するかどうかの判断の中では基本的には十分な材料があると思っていますので、タイムリーにご対応をいただけたかなと思っています。

並 川 厚生労働省からは法令、あるいは通知といった形でリスク分担型企業年金の内容について公表されているわけですが、年金数理人という立場での実務としては、数理の実務基準の整備が今まさしく行われている最中です。そのあたりの整備が終わったとしても、実際に検討に着手する企業様との議論の中で新しい課題が出てくることもあるでしょうし、今回宿題になっている他の移行パターンもありますので、時宜を捉えてさらに検討を深めていきたいと思っている次第でございます。

高 畑 今日は、専門委員会と同じように激しいバトルが繰り広げられると思って来ましたが、平和に終わって良かったです。このテーマで座談会をやって、どれだけの方の関心を惹くのか、いまでも疑問ですが、あらためて高尚なお話も聞けたのでよかったのではないかと思います。

司 会 実りある座談会ができて大変うれしく思っております。本日は大変ありがとうございました。

(本座談会は、平成29年1月31日に開催されました。)